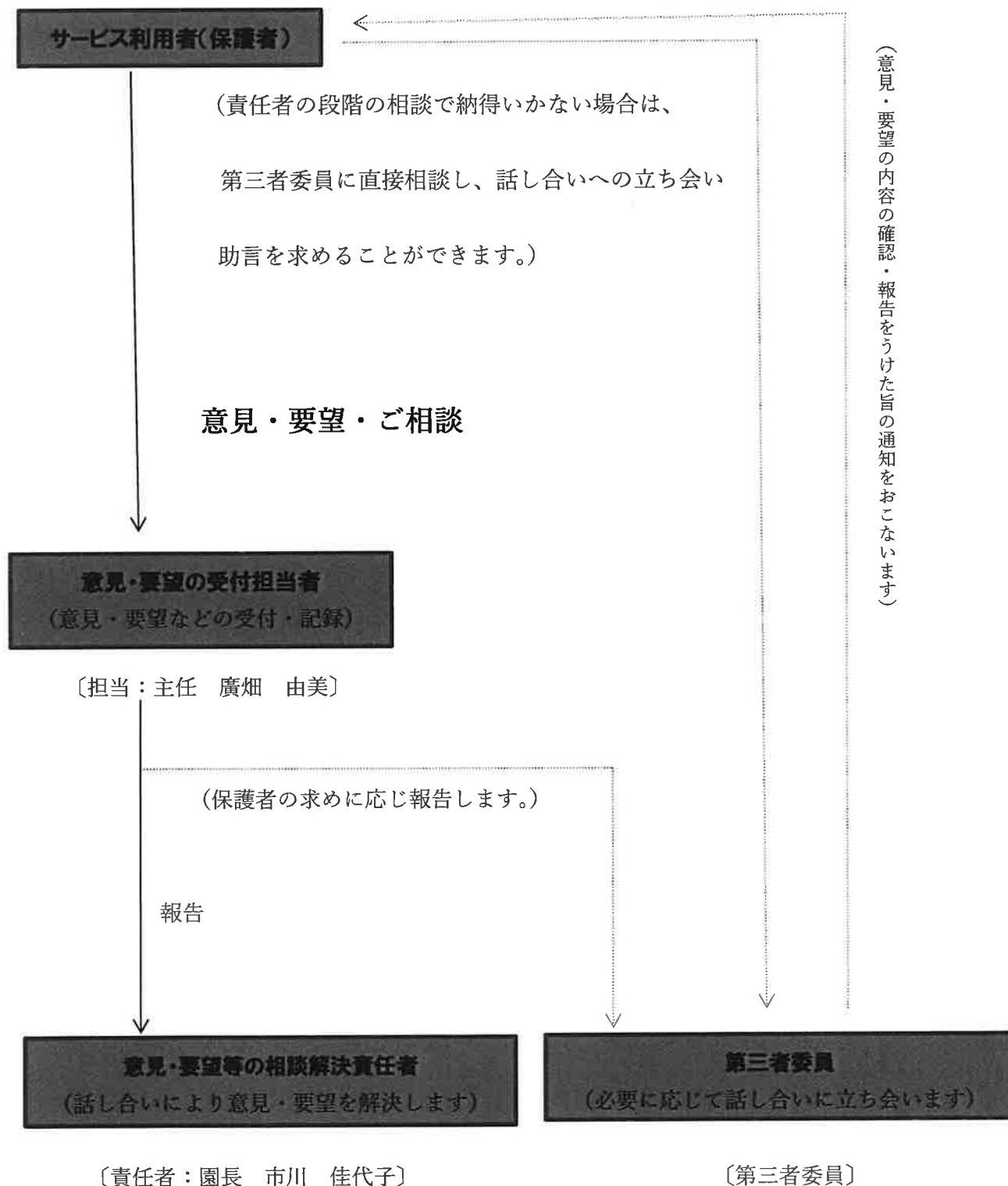


利用者相談室「苦情申し出窓口」

ご意見・ご要望の解決のためのしくみについて



※ 相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文章で責任者よりご報告申し上げます。

※ 以上のしくみで解決できないご意見・ご要望は、東京都福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てる事もできます。